

原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら及び被相続人（亡祖父。申立人らのうち4名が法定相続分の限度で相続。）のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として各10万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6及び同X7（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1、同X2、同X6及び同X7は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

1. 亡A（以下「被相続人」という。）が平成30年2月○日に死亡し、申立人X1、同X2、同X6及び同X7が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を法定相続分の限度で承継したこと
2. 申立人X1、同X2、同X6及び同X7の知る限り、申立人X1、同X2、同X6、同X7及び申立外Bが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1から4記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1から別紙4記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）に対する和解金として合計金25,337,978円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、令和5年3月30日付け和解契約書（一部）、令和5年11月1日付け和解契約書（一部）及び令和6年3月15日付け和解契約書（一部）記載のとおり、被申立人が申立人らに対して、第2項記載の損害の一部として金20,120,308円が支払い済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算

申立人らと被申立人は、別紙1から4記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年6月7日

(仲介委員 戸嶋 洋一)

別紙 1

申立人 X 1 分

単位：円

損害項目	金額
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 3）	300,000

申立人 X 2 分

単位：円

損害項目	金額
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 3）	300,000

別紙 2

世帯全体分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 1）⑧ （家族別離）による増額分） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	2,556,000
生活費増加費用（一時立入費用） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	460,000
生活費増加費用（家族間移動費用） 期間：平成 2 3 年 7 月 1 日から平成 2 4 年 5 月 3 1 日まで	320,000
生活費増加費用（ガス代及び灯油代） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	425,000
生活費増加費用（電話代） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	83,292
生活費増加費用（新聞代） 期間：平成 2 9 年 7 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	26,892
生活費増加費用（NHK 受信料） 期間：平成 2 9 年 5 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	12,824
生活費増加費用（石油タンクのレバーの修理費用） 期間：平成 2 4 年 4 月 9 日	6,300

申立人 X 1 分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 1）③ （介護）による増額分） 期間：平成 2 3 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 2 月 4 日まで	2,430,000

別紙 3

申立人 X 3 分

単位：円

損害項目／期間	金額
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日	300,000

申立人 X 4 分

単位：円

損害項目／期間	金額
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日	200,000

申立人 X 5 分

単位：円

損害項目／期間	金額
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日	200,000

別紙 4

被相続人 A 分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 1）① （要介護）による増額分） 期間：平成 23 年 6 月 1 日から平成 30 年 2 月 4 日まで	2,126,250
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,187,500
健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日まで	262,500
健康不安に基礎を置く精神的損害の増額分（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日まで	87,500

申立人 X 1 分

単位：円

損害項目／期間	金額
健康不安に基礎を置く精神的損害の増額分（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日まで	100,000

申立人 X 2 分

単位：円

損害項目／期間	金額
健康不安に基礎を置く精神的損害の増額分（中間指針第五次追補第 2 の 3） 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日まで	200,000
過酷勤務状況で生じた負担についての慰謝料（一時金）	200,000
生活費増加費用（駐車場代） 期間：平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	22,000
生活費増加費用（共益費） 期間：平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで	12,000
生活費増加費用（敷金（平成 29 年 4 月 26 日支出分））	18,720
生活費増加費用（保証金（平成 29 年 4 月 26 日支出分））	1,200